芸西村立芸西中学校運動部活動に係る活動方針

令和元年６月

芸西村立芸西中学校

基本方針の策定にあたって

本方針は、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下に掲げる各項目を重視し、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で実施することを目指す。

本方針は、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関するガイドライン」、平成 30 年 3 月に高知県教育委員会が策定した「高知県運動部活動ガイドライン」、平成 31 年 3 月に芸西村教育委員会が策定した「芸西村運動部活動ガイドライン」に則り、「芸西村立芸西中学校運動部活動に係る活動方針」を策定するものとする。

1　基本方針

(1)生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活が送れるよう取り組む。

(2)生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、合理的・効果的に取り組む。

(3)学校が主体的に運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

(4)運動部活動の実施に際しては生徒の安全を十分確保する。

2　適切な運営のための体制整備

(1)運動部活動の方針の策定等

ア　校長は、村教育委員会の「芸西村運動部活動ガイドライン」に則り「芸西村立芸西中学校運動部活動に係る活動方針」を策定する。

イ　運動部顧問は、毎月終わりに翌月の活動計画を、月初めに前月の活動実績を作成し、校長に提出するとともに運動部活動保護者会等の機会を利用し公表する。

ウ　校長は、「芸西村立芸西中学校運動部活動に係る活動方針」及び活動計画等を PTA 総会及びホームページ等で公表する。

(2)指導・運営に係る体制の構築

ア　校長は、生徒数や教師配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適切な数の運動部を設置する。

イ　校長は、運動部顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に向けて、教師の他の校務分掌等を勘案して行うなど、適切な校務分掌となるように留意し、指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、運動部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行う。

エ　校長は、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3　合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施

ア　校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施にあたっては、「芸西村運動部活動ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。

イ　運動部顧問及び指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

ウ　運動部顧問及び指導者は、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう指導に努める。

エ　運動部顧問及び指導者は、各部活動の特性を踏まえ、科学的知見から活動内容を工夫する等、休養を適切にとりつつ、合理的かつ効率的・効果的な指導に努める。

オ　運動部顧問及び指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や男女の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導に努める。

(2)運動部活動用指導手引きの普及･活用

ア　中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動を行うための指導手引きの活用に努める。

イ　運動部顧問は､指導手引き等を活用して､2(1)の方針･計画等に基づく指導を行う。

4　適切な休養日の設定

日頃の学校等における運動部活動の休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程の活動、部活動、学校外の活動、その他の運動、食事、休養及び睡眠時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1)学期中は、平日は水曜日を、土曜日及び日曜日のいずれかに少なくとも 1 日、週当たり合計 2 日以上の休養日を設ける。なお、中学校体育連盟主催の高知県総合体育大会予選（6 月）及び高知県･四国･全国総合体育大会等の開催前 2 週間以内については、校長の責任の下で「芸西村運動部活動ガイドライン」の趣旨に逸脱しない範囲で活動を認める。

(2)1 日の活動時間は、平日では 2 時間程度、学校の休業日では 3 時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、朝練習については.生徒への過度な負担を考

慮し、適切な休養日を設けるとともに、30 分以内の活動とする。また、朝練習にあたり原則として午前 7 時以前には登校させない。

※活動時間には、移動時間は含まない。また、大会及び練習試合、合宿等はこの活動時間から除く。

(3)長期休業日中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、一定期間の休養日を設ける。

(4)定期試験発表後及び試験当日（最終日を除く）は、原則として学校全体の部活動休養日とする。

(5)(1)から(4)を原則とするが、特別な場合においては校長の判断で例外を認めることができる。

5　学校の実態に即したスポーツ環境の構築

(1)学校の実態に即した運動部の活動

ア　校長は、学校の実態に即した運動部の活動を推進する。

イ　芸西村の課題である少子化については、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、合同部活動等の取組も考慮する。

(2)地域との連携

ア　芸西村教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ったスポーツ環境整備を進める。

イ　芸西村教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するという考え方の下で、取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6　学校単位で参加する大会等の見直し

(1)校長は、学校の運動部が参加する大会等が、生徒や運動部顧問及び指導者の過度な負担とならないように努める。

(2)校長は、生徒の教育上の意義や生徒や運動部顧問及び指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等が 1 ヶ月あたり一大会を目安として精査する。

7　高温時の部活動について

(1)運動部顧問は、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温･湿度等の環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、部活動の中止や延期、見直し等への柔軟な対応を検討する。

(2)運動部顧問は、活動前、活動中、活動後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取る

と共に生徒等への健康観察等の健康管理を徹底する。

(3)校長及び運動部顧問は、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施する。

(4)校長及び部活動顧問は、学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも、湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

(5) 部活動顧問は、元々の体調不良に高温、多湿等の諸条件が重なり熱中症をひきおこすケースもあるため、特に活動前の生徒の健康状態を把握し、状況に応じて個人的に練習内容を軽減するなどの柔軟な対応をすること。また、日頃から睡眠、食事等の生活指導と体調の変化について申し出ることの指導を徹底すること。

8　警報発表時の部活動について

(1) 放課後の部活動

校長及び運動部顧問は、学校の帰りの会終了時に暴風警報か大雨警報のいずれかが発表されている場合は、部活動を停止し状況を見て放課とする。

(2)部活動の朝練習

校長及び運動部顧問は、部活動の朝練習開始時間に暴風警報か大雨警報のいずれかが発表されている場合は、部活動の朝練習を停止する。大雨警報のみの場合は 8 時 20 分の朝読書開始までに登校させる。

(3)休日の部活動

校長及び運動部顧問は、休日の部活動開始時間に暴風警報か大雨警報のいずれかがが発表されている場合は、その日は部活動を停止する。

(4)部活動対外試合等

警報発表時の参加見合わせの基準と留意事項は次の通りとする。

ア　校長及び運動部顧問は、芸西村、対外試合等の会場となる市町村、移動で通過する市町村に暴風警報か大雨特別警報のいずれかがが発表されている場合は参加を見合わせる。

イ　運動部顧問は、対外試合等が実施されている状況で芸西中学校が参加見合わせをする場合，校長と連絡をとり決定する。その旨を主催者にも連絡をする。

ウ　校長及び運動部顧問は、対外試合等が実施されている状況で芸西中学校が参加を見合わせる場合、保護者の責任で参加を希望する生徒の参加は認める。その場合、移動手段は保護者輸送とする。運動部顧問は会場で引率する。

9　その他

文化部活動における適切な休養日等の設定に関しては、「芸西村立芸西中学校運動部活動

に係る活動方針」を原則として適用する。